関係市町村からの意見および要望について

仙南・仙塩広域水道受水団体連絡会(幹事:仙台市)より、令和2年11月30日付けで「みやぎ型管理運営方式にかかる要望書」(2回目)が提出されました。

※ 1回目は令和2年9月28日付け提出、同年10月19日に回答済み

〇 要望書の内容(要旨)

(1) モニタリングに関するもの

- ・ 運営権者が実施するセルフモニタリング結果を県民や受水市町に公表して欲しい。
- ・ 優先交渉権者選定後、現行の水質検査手法の変更点等について、事業提案内容を速やか に受水市町に説明して欲しい。

(2) 災害時の対応に関するもの

- ・ 優先交渉権者選定後、事故発生の対応手順をとりまとめ、受水市町に説明して欲しい。
- ・ 受水市町が緊急的に受水量を増減する必要が生じた場合に、速やかに対応されるよう、 近似の連絡先や事務手順をとりまとめ、県、運営権者、受水市町で共有して欲しい。

(3) 企業撤退時の事業継続措置に関するもの

・ 企業が撤退する場合においても送水が継続されるために、どのような対応をするのか教えて欲しい。

※ 関係市町村の意見や要望は、応募者へ示し、提案において留意されるよう促しています。

※ 意見及び要望内容は、優先交渉権者選定基準ですでに考慮されているが、PFI検討委員 会に報告します。

令和2年12月10日 企水経第289号

仙南・仙塩広域水道受水団体連絡会 代表幹事 殿

宮城県公営企業管理者の企業では、「日本の一方」では、「日本の一方では、「日本の一方では、「日本の一方では、「日本の一方では、「日本の一方では、「日本の一方では、「日本の一方では、「日本の一方では、「日本の一方では、「日本の一方では、

みやぎ型管理運営方式に係る要望書の提出について(回答) 令和 2 年 1 1 月 3 0 日付け R 2 仙受連第 9 号にて依頼のありましたこのことについては、別添のとおりです。

担当 企業局水道経営課

水道経営改革推進班 長山

電話 022-211-3430 (直通)

FAX 022-211-3499

1. 県のモニタリング機能の確保

	・「大のモータケンク域形の唯体		
番号	受団連からの要望事項	県の回答	
	(セルフモニタリング結果の公表) 県及び経営審査委員会が実施するモニタリング結果については、ホームページで公表することとされているが、運営権者が実施する「セルフモニタリング」についても、情報公開を充実するという観点から、セルフモニタリング結果がまとまった段階で県民や受水市町に公表していただきたい。	ご要望に沿って、運営権者の情報公開が適切に行われるよう、県として指導してまいります。 なお、要求水準書(案)「2.5 情報公開及び説明」において、運営権者における情報公開を規 定しており、また、優先交渉権者選定基準「7-2 情報公開」では、提案書のセルフモニタリング 結果等の情報公開の方法及び内容を評価することとしています。	
	(経営審査委員会からの意見の取扱い) 運営権者のセルフモニタリングや、県のモニタリングの結果について、経営審査委員会から意見 や指摘等を受けた場合、運営権者又は県がどの様な対応を行うのかについて、教えていただきた い。	運営権者のセルフモニタリングや、県モニタリングの結果について、(仮称)経営審査委員会から改善すべき事項の意見が出された場合には、運営権者及び県は、意見を踏まえ必要な改善措置等を実施し、その結果を報告することを想定しています。	
	(24)	県と民間事業者が浄水場等を連携して運営するためには、県職員の技術継承が重要であり、これまでも様々な研修や技術マニュアルの整備など、技術力の維持・向上に努めてきたところです。 「みやぎ型管理運営方式」においては、遠隔操作や集約管理など、新技術の導入による業務の効率化を期待していることから、水道事業者として確実に対応するために、これまでの取組に加え、最新技術や先進事例を学べる専門性の高い研修会に積極的に参加させることも検討しております。	
1-4	(水質検査等の変更点の早期の情報提供) 優先交渉権者選定後、県議会において運営権の設定の審議が行われる予定となっているが、それまでに受水市町においても事業提案内容を確認する必要があることから、例えば現行の水質検査手法がどの様に変更となるのか等について、優先交渉権者から提出された事業提案内容を速やかに受水市町に説明していただきたい。	優先交渉権者の選定後、提案内容について情報提供いたします。	

2. 災害時の迅速な対応

番号	受団連からの要望事項	県の回答
	(事故発生時の対応) 取水不能により浄水ができなくなった場合や、送水管の破損等により送水できなくなった場合における対応については、事前に対応策を講じておくことが必要であるため、優先交渉権者選定後、速やかに事故発生時の対応手順をとりまとめ、受水市町に説明していただきたい。	事故発生時の対応手順については、確実に対応できる体制が構築されるよう、県としても指導し、ご要望に沿って、運営権者と共に受水市町に説明いたします。
	(緊急的に受水量を増減する場合の対応) 要求水準書(案)では、受水市町において、緊急的に受水量を増減する必要が生じた場合、運営権者は施設能力の範囲で対応することとされているが、緊急時に速やかに対応を行うため、受水市町から依頼があった場合の緊急時の連絡先や事務手順をとりまとめ、県、運営権者、受水市町で共有していただきたい。	緊急的に受水量を増減する場合の受水市町との連絡体制や手順については、ご要望を踏まえ、 県、運営権者、受水市町で共有いたします。

3. 企業撤退時の円滑な事業継続

番号	受団連からの要望事項	県の回答
3-1	(県における実効性のある事業継続策について) 前回の要望書の回答では、企業が撤退した場合、県は新たな事業者と速やかに契約を行い事業継続するとのことであったが、事業者をどの様に選定するか等、実効性のある対応策を講じていただきたい。	
3-2	企業の撤退に伴い、浄水場の運転管理を行うオペレーターが不在となる場合は、送水を継続する ためにどの様な対応をするのかについて教えていただきたい。	運営権者による事業の継続が困難となった場合においても、オペレーターが不在となるようなことは、決して起きてはならないものと考えております。 優先交渉権者選定基準において、「9-2 事業継続が困難となった場合の移行施策及び体制」について提案を求めているほか、三段階モニタリングにおいて、運営権者の経営状況を含めた適切かつ確実な事業運営を確認・監視することによって、このような事態を未然に防止できるものと考えております。

4. コスト削減効果の料金への反映

番号	受団連からの要望事項	県の回答
4-1	(第二受水地点における施設更新時の協議等) 第二受水地点で施設更新を行う場合は、県と協議することとなっているが、事業開始後における 施設更新の申請方法や費用の算定根拠の確認方法に変更がある場合、事業開始までに受水市町に 説明を行っていただきたい。	運営権者は関連業務として市町の要請に応じた第二受水テレメータ室の修繕・改築を行うこととしており、第二受水地点の施設更新に係る契約や協定については、運営権者を含む三者協定として新たに締結し直したいと考えています。本件につきましては、事業開始までに余裕をもって受水市町へ説明させていただきます。

R2 仙受連第 9 号 令和2年11月30日

宮城県企業局公営企業管理者 櫻井 雅之 様

仙南·仙塩広域水道受水団体連絡会 代表幹事 高島 秀一

みやぎ型管理運営方式に係る要望書の提出について(依頼)

標記の件につきまして、別紙のとおり提出いたしますので、令和2年12月28日(月)までに文書でご回答いただきますようお願いいたします。

なお、事業提案提出後の優先交渉権者の選定にあたりましては、仙南・仙塩広域水道受水団体 連絡会からのこれまでの要望を踏まえ、ご審議いただきますよう、お取り計らいのほどよろしく お願いいたします。

< 仙南·仙塩広域水道受水団体連絡会事務局>

仙台市水道局総務部経営企画課

担 当 : 経営企画係 西澤・井澤

連絡先 : 022-304-0010 (直通)

FAX : 022-249-2006

1. 県のモニタリング機能の確保

番号	受団連からの要望事項
1 - 1	(セルフモニタリング結果の公表) 県及び経営審査委員会が実施するモニタリング結果については、ホームページで公表することとされているが、運営権者が実施する「セルフモニタリング」についても、情報公開を充実するという観点から、セルフモニタリング結果がまとまった段階で県民や受水市町に公表していただきたい。
1 - 2	(経営審査委員会からの意見の取扱い) 運営権者のセルフモニタリングや、県のモニタリングの結果について、経営審査委員会から意見や指摘等を受けた場合、運営権者又は県がどの様な対応を行うのかについて、教えていただきたい。
1 - 3	(技術やノウハウの向上に繋がる取組み) 県ではモニタリング体制を確保する必要があると考えられるが、技術やノウハウの向上に繋がる取組みをどの様に行うのかについて、今後の具体的な案を教えていただきたい。
1 – 4	(水質検査等の変更点の早期の情報提供) 優先交渉権者選定後、県議会において運営権の設定の審議が行われる予定となっているが、それまでに受水市町においても事業提案内容を確認する必要があることから、例えば現行の水質検査手法がどの様に変更となるのか等について、優先交渉権者から提出された事業提案内容を速やかに受水市町に説明していただきたい。

2. 災害時の迅速な対応

番号	受団連からの要望事項
2 - 1	(事故発生時の対応) 取水不能により浄水ができなくなった場合や、送水管の破損等により送水できなくなった場合における対応については、事前に対応策を講じておくことが必要であるため、優先交渉権者選定後、速やかに事故発生時の対応手順をとりまとめ、受水市町に説明していただきたい。
2 – 2	(緊急的に受水量を増減する場合の対応) 要求水準書(案)では、受水市町において、緊急的に受水量を増減する必要が生じた場合、運営権者は施設能力の範囲で対応することとされているが、緊急時に速やかに対応を行うため、受水市町から依頼があった場合の緊急時の連絡先や事務手順をとりまとめ、県、運営権者、受水市町で共有していただきたい。

3. 企業撤退時の円滑な事業継続

番号	受団連からの要望事項
3 - 1	(県における実効性のある事業継続策について) 前回の要望書の回答では、企業が撤退した場合、県は新たな事業者と速やかに契約を行い事業継続するとのことで あったが、事業者をどの様に選定するか等、実効性のある対応策を講じていただきたい。
3 – 2	(オペレーターが不在となった場合の引継ぎ) 企業の撤退に伴い、浄水場の運転管理を行うオペレーターが不在となる場合は、送水を継続するためにどの様な対応 をするのかについて教えていただきたい。

4. コスト削減効果の料金への反映

番号	受団連からの要望事項
4 - 1	(第二受水地点における施設更新時の協議等) 第二受水地点で施設更新を行う場合は、県と協議することとなっているが、事業開始後における施設更新の申請方法 や費用の算定根拠の確認方法に変更がある場合、事業開始までに受水市町に説明を行っていただきたい。